

年 月 日

## 宣 誓 書 (代理人)

千 葉 県 知 事 様

住 所

(個人の場合)

氏 名

(法人の場合)

名 称

代表者氏名

(個人の場合)

私は、通訳案内士法施行規則第 13 条第 2 項に該当しない者であることを宣誓します。

(法人の場合)

当法人の役員は、通訳案内士法施行規則第 13 条第 2 項に該当しない者であることを宣誓します。

(参 考)

通訳案内士法施行規則

(非居住者の代理人)

第十三条 本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、全国通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、全国通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2 次のいずれかに該当するものは、代理人となることができない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 二 法人であって、その役員のうち前号に該当する者があるもの